

保育の内容に関する全体的な計画

事業の目的	・心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の保育を行う				保育理念 (事業運営方針)	・丈夫ながらだと豊かな心			
保育方針	・一人一人の個性を尊重し、発達過程に応じた働きかけをしていく ・自発的な遊びを通して健康な心身の成長を育む ・家庭との連携を大切にし、保護者が抱える困難を受け止め、ぬくもりを感じて安らぐことのできる場としていく				園の保育目標				
子どもの保育目標 (保育目標・保育の内容とともに 年間指導計画の基礎事項・年間 指導計画・行事のねらいは別 紙)	乳児	・家庭と連携をとりながら、一人一人の生理的欲求を満たし情緒の安定を図り、生活リズムをつく ・子どもの発声、喃語を受けとめ、やさしく語りかけ、指さしや言葉の発達へとつなげていく	3歳児	・簡単な生活の流れや習慣がわかり、身のまわりのことを自分でしようとする ・保育者や友達と遊ぶ中で、自分の思いや要求を言葉や行動で表現する ・戸外で十分に体を動かして遊ぶ	保育時間など	開所時間：7時～20時（土）7時～18時 基本保育：8時30分～16時30分 2・3号認定／基本保育時間 標準認定7：00～18：00 短時間認定8：30～16：30 延長保育時間 標準認定18：00～20：00 短時間認定 7：00～8：30 16：30～20：00			
		・一人一人の子どもの生理的欲求や甘えなどの依存的欲求を満たし自分でしようとする気持ちを育む ・安全で活動しやすい環境の中で、自由な活動を十分行い体を動かすことを楽しむ ・保育者の話しがけや興味のある絵本と一緒に見ながら、言葉のやりとりを楽しむ		・生活に必要な基本的習慣が身につき、自分でできることに喜びを感じる ・自然や身近な事象との関わりの中で、豊かな感性を育む ・保育者や友達と一緒に遊ぶことによって、仲間意識を持ち、共に過ごすことの喜びを味わう		主な行事 (日常の節目としての行事設定)			
		・安心できる保育者との関係の下で、自分の思いを主張し、思い通りにならないことも味わいながら自分の気持ちをコントロールできるようになる ・生活や遊びの中で自分の経験したことや思っていることを話したり言葉で伝える楽しさを味わう ・感動や喜びを共感し合うなかで、友だちと一緒に遊ぶ楽しさを経験する		・生活や遊びを通して、基本的な生活習慣や態度を身につける ・自分の思いを言葉で表現したり、友達の異なる思いや考えを認めたりして、社会生活に必要な基本的な力を育む ・共通の目標に向かって力をあわせ、最後までやり遂げた時の達成感を味わう		誕生日会／保護者懇談会／身体測定／プール開き／七夕集会／運動会／いもほり／遠足／十五夜集会／避難訓練／クリスマス会／発表会／節分集会／おわかれ遠足／卒園式／お別れ会／保育参加（1歳以上児）／保育参観／個人面談／一日保育土体检／健康診断／歯科健診			
■保育所保育に関する基本原則／役割目標	■保育の方法／環境		■保育所の社会的責任		■養護に関する基本的事項	■保育の計画と評価		■幼稚教育を行う施設として共有すべき事項	
児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行ない、健全な心身の発達を図る。保育に関する専門性を有する職員が、養護及び教育を一體的に行う。保護者支援及び地域の子育て支援等を行う。	健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、一人一人の発達過程に応じ、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育する。保護者を理解し適切に援助する。		児童福祉施設として子育て家庭や地域に対し、保育園の役割を確実に果たすことを目標とする		養護とは、子どもの生命の保持及び情報の安定を図るために保育士等が行う援助やかかわり。保育所における保育は、養護及び教育を一體的に行う。用語に関するねらい及び内容を踏まえた保育を開展する。	保育の目標を達成するため、方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえた保育の内容が組織的・計画的に構成され総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成する。これに基づき指導計画・保健計画・食育計画等を作成する。保育士等の自己評価、保育所の自己評価を行い、公表し、保育内容の改善を図る。		生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、保育の目標を踏まえ、資質・能力の3本の柱を一體的に育むよう努める。	
■保育の目標	「丈夫ながらだと豊かな心」								
■養護 (保育士が行う事項)	年齢	乳児	1歳児（満1歳より）	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		
	生命的の保持	・一人一人の生活リズムが整うようにするとともに保健的で安全な生活を送るよう配慮する	・生活リズムの形成や生理的欲求の充実をはかる	・自我の育ちを認め健康状態を把握する	・基本的な生活習慣が徐々に身につくよう援助する	・一人一人の生活リズムに合わせ適度な休息と睡眠がどれかのようにし静と動のバランスに配慮していく	・健康や安全に関心を持ち生活に必要な基本的な生活習慣や態度を身につける		
	情緒の安定	・スキンシップをとりながら情緒的な絆を築く	・応答的な働きかけにより情緒的な絆を深める	・子どもの気持ちを受容し共感しながら継続的な信頼関係を築いていく	・一人一人が主体的に活動し自発性や探索意欲が高められるよう見守る	・感情や考え方を受け止め成長の過程を見守り自己肯定感を育んでいく	・子どもの主体的な活動を促す保育環境を構成し子ども自らが環境に関わり体得していく		
○ねらい及び内容並びに配慮事項（養護と教育は一体となって展開されることに留意）									
○教育 (園児が環境に沿って経験する事項) ※乳児は3つの視点、幼児は5つの領域で区分されている。(基本的事項を十分に参照) ※指針では乳児と満1歳に区分されているので、満1歳を迎えた場合は1歳児の5領域を参照。 ※子どもの発達や成長の援助をねらいとした活動の時間については、意識的に保育の計画等に位置付けて、実施する。なお、活動の時間については、保護者の就労状況等に応じて子どもが保育所で過ごす時間がそれぞれ異なることに留意して設定する。	(乳児) 3つの視点	乳児	5領域	1歳児（満1歳より）	2歳児	5領域	3歳児	4歳児	5歳児
	健やかに伸び伸びと育つ	・一人一人の生活リズムが整うようにするとともに保健的で安全な生活を送るよう配慮する	健康	・歩行の確立など運動機能の発達を援助する	・排除の自立のための身体的機能や基本的運動機能、指先の機能の発達とバランスを促す	健康	・身の回りを清潔にし生活に必要な活動を自分でしようとする	・自分の健康に関心を持ち異常を感じた時は保育士に伝える ・全体の協応運動	・危険な場所、遊び方、行動を知り気をつけて活動する ・健康増進とさらなる挑戦への意欲
	身近な人と気持ちが通じ合う	・特定の保育士との深い関わりによる愛着心の形成を図る ・哺育の育みと応答による言葉の芽生えを促す	人間関係	・人との信頼関係を築き自立心を育成する ・自己主張の表出	・友達との共感や関係構築の育成 ・自己主張の表出	人間関係	・友達と簡単なルールのある遊びをする ・自己主張の表出	・自分の思ったことを相手に伝え相手の 中でルールを守れる	・目的を持って仲間と一緒に活動する ・社会性の確立と自立心の育成
	身近なものと関わり感性が育つ	・絆を大事にし歌や手遊び・ふれあい遊びを楽しむ ・安心できる人の及び物の環境の下で感覚の働きを豊かにする ・身近なものと関わり感性が育つ ・身体の諸感覚認識による表現	環境	・生活の中で様々な物に触れ興味や関心を持つ	・身近な環境に親しみ自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ	環境	・身近な環境に自分から関わり発見を楽しんだり考えたりし生活に取り入れる	・自然や身近な事物に興味を持ち、工夫して生活や遊びに取り入れる	・様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、生活や遊びに取り入れ発展させようとする。
		・語りかけややり取りのなかで声や言葉で気持ちを表そうとする	言葉	・語彙の増加を促し意思や欲求を伝える とともに会話を楽しむ	・語彙の増加を促し意思や欲求を伝える とともに会話を楽しむ	言葉	・考えたことや自分が経験したことを保育者や友達に話して会話を楽しむ	・身近な事物や事象について必要な言葉を使い、相手の話を聞き、伝える喜びを味わう	・人の話を注意して聞き、応答的に話したり、日常生活に必要な言葉を適切に使う
		・いろいろな素材に興味を持ちイメージを膨らませ楽しんで遊ぶ	表現	・ごっこ遊び等をとおしてイメージを膨らませ友達と工夫して遊ぶ	・ごっこ遊び等をとおしてイメージを膨らませ友達と工夫して遊ぶ	表現	・感じたこと考えたことを音や動きなどに表現したり自由に描いたり作ったりする	・音楽に親しみ歌ったり簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう	・自分のイメージを動きや言葉などで表現したり演じて遊ぶ楽しさを味わう
○小学校との連携（接続）	■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目				■教育・保育において育みたい資質・能力の3本の柱				
・子どもに関する情報共有に関して、就学に際し、さいたま市の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付。「保幼小連絡協議会」で個人の様子を伝える	ア 健康な心と体 イ 自立心 ウ 協調性 エ 道徳性・規範意識の芽生え オ 社会生活の関わり カ 思考力の芽生え キ 自然との関わり・生命尊重 ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ケ 言葉による伝え合い コ 豊かな感性と表現				ア、豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする 「知識及び技能の基礎」 イ、気付いたり、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする 「思考力、判断力、表現力等の基礎」 ウ、心情、意欲、態度等が育つ中で、よりよい生活を営もうとする 「学びに向かう力、人間性等」				
★健康支援／状態把握・増進・疾病対応	★食育の推進(食育計画別紙)			★環境及び衛生管理並びに安全管理(危機管理計画別紙)	★災害への備え(避難計画等別紙)			◆子育て支援(子育て支援計画別紙)	△職員の資質向上(研修計画別紙)
・健康及び栄養発達状態の定期的・継続的な把握 ・年3回の嘱託医による内科健康診断 ・歯科健診 ・登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応 ・年間保健指導計画（年齢別参照） ・年1回職員健康診断及び毎月の検便（全員） ・嘱託医巡回点検	・適切な援助により食に対する意欲を持つ ・安定した人間関係の中で食事を楽しむ ・いろいろな種類の食物を味わい食事を楽しむ ・楽しく食事をしながらいろいろな食材に興味を持つ ・食事のマナーや食具の使い方を覚え、友達と楽しく食べる ・身体と食べ物の関係に興味を持ち、食事や健康の大切さを知る			・施設内外の設備、用具等の衛生管理と安全管理及び自主点検 ・子ども及び職員の清潔保持	・避難訓練（火災、地震、水害、不審者対応）の実施 ・消防署視察 ・消防訓練の実施 ・通報訓練 ・被災時における対応と備蓄 ※年2回外部業者による消防設備点検（自治体事業）			・保育士・看護師・栄養士が子どもの発達をふまえて、家庭と連携をとりながら継続的に関わっていく。 ・講習会（救命講習、食育他）・地域子育て支援センター ・育児相談	質の高い保育を展開するため、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努める。保育所職員に求められる専門性を理解し、保育の質の向上に向けた組織的な取り組みを行う。園内研修、外部研修、救命救急講習、離乳食研修、危機管理研修など体系的な研修計画を作成し、結果を活用する。
情報公開等	・ホームページの開設 ・人権尊重：保育者等は、保育の営みが子どもの人権を守るために法的・制度的に裏付けられている事を認識し、理解する ・個人情報保護：個人情報に関する法律を尊重し、法人として全施設に適用する「個人情報保護規定」を設け取り組んでいる ・説明責任：保護者や地域社会と連携や交流を図り、風通しのよい運営をすることで、一方的な「説明」ではなく分かりやすく応答的な「説明」をする ・苦情処理解決：苦情解決責任者である施設長のうちに苦情解決担当者を決め書面における体制を整備する。職員で共通理解を図る ・看護師、栄養士等の専門者の配置					特色ある教育と保育	・きめ細かな乳児保育 ・異年齢児の幼児保育の充実（月2回）		
地域の実態に対応した保育事業と行事への参加	・保育士・看護師・栄養士が子どもの発達を踏まえて、継続的に関わっていく ・地域子育て支援センター ・育児相談					研修計画	・保育指針対応の園内研修・園外研修 ・救命救急講習会 ・離乳食講習会 ・地域子育て支援講習会 ・危機管理講習会		
自己評価等	・法人施設による適切な施設運営管理の評価・保育所の評価（全体の反省による全体計画等の反映） ・保育士等の評価（業務評価と能力評価の確認）					保育所保育指針の各章とマークの対応	第1章=■ 第2章=○ 第3章=★ 第4章=◆ 第5章=△		